

東浦町保護者クラブ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童健全育成に寄与する保護者クラブの活動費の一部を補助し、児童の健全な育成に資することを目的とする保護者クラブ補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象クラブ)

第2条 補助金の交付対象クラブは、町長が別に定めるクラブとする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 親子及び世代間並びに会員等の交流事業及び文化活動事業
- (2) 子育てに関する情報交換のための事業
- (3) 家族、地域のふれあいの機会を提供する事業
- (4) その他、児童福祉の向上に寄与する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業
- (3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の使途)

第4条 補助金は前条に掲げる事業に必要な会場等の使用料等、講師等の謝礼等、交通費、活動用資材、諸用紙等の消耗品費及び印刷製本費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。

- (1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に定める額のいずれか小さいほうの額を限度として予算の範囲内において定める。

- (1) 1クラブにつき52,000円
- (2) 交付対象事業費からその事業収入等を控除した実支出額に2分の1を乗じて得た額

(補助金の交付時期)

第6条 町長は、補助金の交付を請求されたときは、請求の日から起算して30日以内

に補助金の全部を交付するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月7日から施行する。